

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月12日
【会社名】	株式会社KADOKAWA
【英訳名】	KADOKAWA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松原 眞樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番3号
【電話番号】	03(5216)8212(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 CFO 安本 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番3号
【電話番号】	03(5216)8212(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 CFO 安本 洋一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,999,999,250円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は2021年2月12日付で第7期第3四半期報告書(自2020年10月1日 至2020年12月31日)を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2021年2月4日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するため、また、有価証券届出書の添付書類である「第7期第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年12月31日)の業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

第7期第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年12月31日)の業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第三部【参照情報】

(訂正前)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期(自2019年4月1日 至2020年3月31日) 2020年6月22日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第1四半期(自2020年4月1日 至2020年6月30日) 2020年8月11日関東財務局長に提出

事業年度 第7期第2四半期(自2020年7月1日 至2020年9月30日) 2020年11月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(2020年6月22日提出)

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2021年2月4日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2021年2月4日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期(自2019年4月1日 至2020年3月31日) 2020年6月22日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第1四半期(自2020年4月1日 至2020年6月30日) 2020年8月11日関東財務局長に提出

事業年度 第7期第2四半期(自2020年7月1日 至2020年9月30日) 2020年11月10日関東財務局長に提出

事業年度 第7期第3四半期(自2020年10月1日 至2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(2020年6月22日提出)

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月12日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。